



草加市監査委員告示第 5 号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、平成24年5月11日付けで草加市長から通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成24年5月25日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 飯 田 弘 之

定例監査の結果に関する報告（平成20年2月22日 草監第168号）

- 1 所管部課 消防本部 救急防災課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>草加市自主防災組織育成事業補助金交付要綱について</p> <p>草加市補助金等の交付手続等に関する規則第6条第2項で、「見直し時期が到来した補助金等については、その効果、必要性、緊急性、公平性等を勘案した上で、見直しを行うものとする。」と規定しています。</p> <p>また、草加市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第13条では、「補助金は、平成18年度までに見直しを行うものとする。」と規定されていますが、平成19年度においても未だに見直しされていないので、早急に見直しをされたい。</p>	<p>草加市自主防災組織育成事業補助金交付要綱について</p> <p>自主防災組織に対する補助金であることから、事業内容と補助対象経費をより明確にするため、要綱の一部改正（平成24年4月1日施行）を行いました。</p> <p>また、平成20年度以降は、交付した補助金の使途を確認するため、実績報告書に基づき補助金の精算を行っています。</p>